『オール・ロマンス』糾弾闘争の政治学

戦後部落解放運動史再考にむけて

山 本 崇 記*

はじめに 問題意識

戦後の部落解放運動史において『オール・ロマンス』糾弾闘争(以下、「闘争」)ほど言及され、参照されてきた歴史はないだろう。この「闘争」は、1951年10月から翌年にかけて部落解放委員会京都府連合会(京都府連)が中心となって、雑誌『オール・ロマンス』に一京都市職員が投稿した小説「特殊部落」の差別性を告発し、その原因・責任を行政に向けることで戦後の差別行政反対闘争の「原型」を作り出した「闘争」である²。そして、部落解放運動にとって決定的な意味を持つ「同和対策特事業別措置法」(特措法)の獲得に繋がっていく端緒ともなった「闘争」である。

その後、この「闘争」の「教訓化」は京都だけでなく、全国組織である部落解放委員会(1955年に部落解放同盟と改称)でも行われ、綱領や運動方針において高い位置付けを与えられていく。部落解放運動の歴史を叙述するものにこの「闘争」が触れられていないものはほとんどないと言ってよい。

ただ、それだけにと言うべきか、この「闘争」がどのようにして成立し得たのかという点に関する議論はあまり行われてこなかった³。あくまで、運動体がその主張の妥当性を強調するものを再確認する程度の議論が繰り返されるという時期が続く⁴。それは、この「闘争」を導いたと言われる朝田善之助を中心とする京都府連の運動論に非常に妥当性があったことも原因と言えるだろうし、部落解放運動に関わる諸研究と運動との関係性が原因だったと言えるかも知れない⁵。しかし、1980・90年代から徐々にこれまでの見方を相対化する作業がなされ始めてきた。

この点については第1章で詳述するが、それらの作業を三つに大別してみたい。一つ目は行政内の動きへの注目である。これまで運動体が主張してきたことを継承しつつも、特に京都市の担当職員(民生局など)の影響を強調することで、市当局対運動体という理解を見直そうというものである。二つ目は「行政闘争」=「部落第一主義」という批判である。これは差別行政反対闘争の端緒でもあり行政との「癒着」の始まり、現在の「利権」などと言われている運動の負の部分の始まりと捉える見方である。三つ目は、民族差別・戦争責任との関わりである。

本稿では、これらの議論を踏まえつつ、『オール・ロマンス』糾弾闘争が成立し得た政治的文脈を地方政治、国政、国際政治などの構造的レベルに置き直し、立体的な理解を目指そうというものである⁶。これまでの研究においても、「闘争」が始まった「1951年」という年に着目する視点⁷や当時の京都の政治状況に着目するものなどが存在する⁸。

しかし、構造的な視点から「闘争」が読み直されるということはなく、あくまで部落解放運動史という枠内において議論がなされている。筆者の問題意識は、この枠を拡げて、戦後の社会運動史とそれを規定してきた政治的文脈から「闘争」を読み直してみるというところにある。その意味で本論は「闘争」をどのような視点から読み直していくべきかを提起することにその目的があると言える。そうすることによって、史実をより多角的にみるというだけでなく、現在なされている部落解放運動を含めた社会運動の方向性に対しても問題提起できるのではないかと考えている。。

ここで社会運動の現況をどう見るかという点に関わって筆者の考えを述べておきたい。これまで別々のイシューや立場から連携することのなかった諸運動が、近年の政治状況に危機感を覚え、これまで以上にネットワーキングを図ろうとしているがそれがあまりうまくいっていない。政党や運動体中心の「統一戦線」の発想が「60年安保」

キーワード:部落解放運動、同和行政、社会運動、占領

^{*}立命館大学大学院先端総合学術研究科 2003年度入学 公共領域

や「1968年」を通じて問われ、様々な組織スタイルや運動論を選択する運動が展開された。それはそれで良いことなのだが、社会運動が展開する空間が縮減していく過程の中でそれぞれの運動は小さくなるか、根本的な方向転換を迫られ運動体の機能を消滅させていっているのが現状である。部落解放運動も例外ではない。

その意味で、これまでの「共闘」あるいは「連帯」という言葉で語られてきた歴史を再検討してみることで、この状況の原因の一端を明らかにすることができればとも考えている。部落解放運動は戦後の社会運動の中で最も大きな位置を占め、またその歩んできた歴史は他の様々な社会運動にも影響を及ぼしてきた。にもかかわらず、他の社会運動との関係性で捉えるという作業はあまりなされていない。もちろん、部落解放運動をめぐる党派的な意見対立や分裂についてはこれまで多くの言葉が費やされてきたわけだが、なかなか生産的にはなりにくいところはある。だからこそ、部落解放運動史を通じて戦後と社会運動の歴史を読み直す作業が必要だと考える。本稿はそのなかでも1951年前後という、戦後の諸社会運動の方向性"が形成される以前の時期に焦点を当てた作業となる。以下第1章では、大別した三つの議論とそれらの問題点について論じる。

1.これまでの『オール・ロマンス』糾弾闘争に関わる研究

1-1 行政内の動きへの注目

これまでの議論では、「闘争」が成立した最も大きな要因を運動論の妥当性に求めるものが主であった。1951年12月に京都府連から出された「吾々は市政といかに闘うか・オールロマンス差別糾弾要項」(「糾弾要項」)では、差別小説を書いた一保健所職員の問題は決して個人の問題ではなく、一職員の問題として収めようとする保健所行政・市行政の問題であることを実証し、差別が市政の中にこそあるということを示した。

そして、差別観念に関しても「まさに、差別される実態の、即ちその存在の反映にすぎない。差別される実態が 厳然として存在するとき、差別感のみを処断することの無意味さが明らかであろう。存在を無視し観念を問題にし てもはじまらないのである。もし、この事実を率直に認めるならば、観念を問題とするのでなくして、逆に観念を 生み出す現実に対する具体的な施策を準備する必要があった」と指摘している。

ただ、京都市当局は小説「特殊部落」を掲載した『オール・ロマンス』誌の発刊直後(10月)には動き出し、部落出身の市議との懇談が民生局福利課から起案され(10月22日)、11月5日に懇談を行っている。そして、11月17日には、同じく福利課から「雑誌『オールロマンス』掲載差別小説事件の処理方策について」と題された解決方途が起案され、助役・衛生局・職員局・民生局・企画審議室の局長・課長級の職員が集まり、当面の市が講ずべき処置について議論している。そこでは、「(1)差別問題を生んだ小説の筆者が市の職員の中にあったことに関して、雇用者として、遺憾である旨の意思を地元関係者に伝える。それは対内には警告的訓示として上局の一般下部に行う。(2)本人の雇用上の処置は慎重に取扱い、なお詳細に調整することとして、当面留保する。(3)差別意識を再生産しつ、ある根源を正確に究明すると共に、市の施策の上に積極的に実施を図るように講ずる。そのため関係各局の総合的審議実行機関として『同和事業運営協議会』を設置し、所在市民の切実な要望を可及的にとり入れて具体化して行く方針を確立する」とされた。さらに、「雑誌『オールロマンス』掲載差別小説事件対策について」では、年末までの具体的措置がスケジューリングされていた「こ。「闘争」が本格化するのはこの後である。

12月に入ると、「糾弾要項」や「部落問題に関する請願書」(1951年12月13日市会提出)に応えるかたちで梅林信一議員による議会での答弁(1951年12月24日)が行われている。そして、1952年1月に「京都市における今後の同和施策運営計画(案)」、2月には「今後における同和施策運営要綱」が市当局により策定され、前年度に比べ6倍近い「同和予算」が1952年度に組まれることになる。「今後における同和施策運営要綱・補足事項」での「今日、部落の低劣な生活実態の残存ほど雄弁に行政の差別性を実証するものはない。行政の停滞それ自体が差別であるという指摘は正に首肯される」という認識の下、その後の「同和行政」が展開されていくことになる。こうして、部落解放全国委員会部落代表者会議で「差別撤廃闘争をいかに展開するか」という方針が決定され(1952年3月)、「闘争」の運動論は差別行政反対闘争の「原型」となっていく「3。

しかし、この「闘争」を成立させたのは必ずしも運動側が主張する論理の妥当性だけでなく、その後の「同和行政」の積極的展開をも可能にさせた京都市当局の関係職員たちの存在が大きかったのである¹⁴。彼らは、「糾弾要項」

や議員の答弁書を作り(企画審議室副主幹・中川忠次作)、それに対する市長の答弁をも作成していた(福利課長・鈴木棋作)。彼らは「北白川ライン」とも言われたグループであり、戦前の市社会課に属した職員たちであった¹⁵。彼らの中心にいた漆葉見龍¹⁶(社会課長、のち社会部長・厚生部長を歴任し1942年『市役所内左翼グループ事件』¹⁷で免職)と朝田善之助との関わり、その後朝田が嘱託として社会課の職員になっていたことも大きな要因と考えられている¹⁸。そして、漆葉の部下に当る松嶋吉之助、中川忠次、石田良三郎、鈴木棋などが戦後、市行政の中心になっていったことが、「闘争」の受け皿となった。

1-2 「行政闘争」=「部落第一主義」という批判

この差別行政反対闘争は、戦前の朝田と社会課の職員の関係性にも影響され成立したことは既に述べた。そのことをポジティブに捉えるよりも、その後の「同和行政」に顕著に現れる行政との「癒着」や「利権」「腐敗」などの端緒となる運動であったと捉える議論がある¹⁹。これまでの格差が是正されたことに対しては一定の評価を与えつつも、朝田を中心とする部落解放運動の理論を、これ以降の「部落第一主義」や「反共主義」に向かう一連の流れの中に位置付けようとしている点に特徴がある。

また、この議論につながるものとしては「行政の主体性」が低下したことを指摘するものがある。関係者である 鈴木棋もその点を認め、「結局、行政としては『オールロマンス』以後のフォローがよくなかったのでしょう。市政 全般にわたって高山市政後期から井上市長以降の歴代の市長、助役のほとんどが無定見で、何らのビジョンもない という有り様だった、ことに同和対策はしどろもどろだったのではないか」と回想している²⁰。

ただ現在、社会運動と行政との関係は鋭く焦点化している課題でもあり、むやみに「行政の主体性」を主張することは危険であるように思う。この点については第2章第3節で再度触れる。

1 - 3 民族差別・戦争責任との関わり

この「闘争」が民族差別を内包したものであることを鋭く指摘したのはキムチョンミである。キムが指摘したのは、雑誌『オール・ロマンス』が実際に扱った内容は在日朝鮮人部落であるにもかかわらず、それを隠蔽し、日本人の部落のみが差別されたかのように運動論を構築した点である。この点については、灘本昌久²¹や師岡佑行²²も触れているが、部落解放運動史が未だ課題として抱える戦争責任の問題と繋げて提起したのはキムと言える。

朝田も中心となった「部落厚生皇民運動」の日本ファシズムへの積極的な加担の問題を提起した藤野豊²³、キムの批判を受け入れ、そこから差別行政反対闘争が当初から問題点 (「属地属人主義」) を抱えていたことを、これまでの「朝田理論」批判の立場と繋げて議論を展開する東上高志²⁴などはキムと重なり合う議論を展開していると言える。他方で、師岡による社会課での事業が戦時体制に対する「実質的抵抗」と言えるのではないかという評価²⁵や、「部落厚生皇民運動」に関わった中央委員を除名した水平社本部の「抵抗」を評価する藤野の議論²⁶は、キムの指摘する点とは鋭く対立している。

1 - 4 問題点

筆者の問題意識から三つに大別した「闘争」に関わる議論の問題点を幾つか指摘し、その点を第2、第3章で検討していこうと思う。まず、どの議論にも共通するものとして、より大きな政治的文脈から「闘争」を読み直すという視点が欠落していることを挙げることができ、その一つとして占領軍の存在をどのように位置付けるのかというものがある。

この点については、三条部落と地方軍政部との懇談会(1949年6月3日)が行われたことについて、師岡"や山本 敏貢²⁸、『京都市政史 第4巻』²⁹による言及があるが、簡単な言及のみでそれ以上の展開はない。「闘争」が展開して いた1951年10月から1952年3月あたりまでは占領終了直前であったが、未だ占領下ではあった。このことから、部 落解放運動や「闘争」が占領軍からどのように認識されていたのかを明らかにする必要がある。

その点とも関わって、レッドパージの問題があり、日常的な警察による治安管理の問題がある。1948年以降、日本共産党や在日朝鮮人³⁰に対する弾圧は厳しさを増す。部落解放運動は、公職追放で松本治一郎が追放に遭うが(1949年1月)、あくまで占領期における戦犯者の追放の一環という性格で追放されていることを再確認する必要が

あるだろう。

さらに、国政レベルの動きを見る必要がある。当時は、吉田内閣(第三次)であったが、部落解放運動それ自体は厳しい弾圧の対象とはなっていなかったと思われる。1951年に施行された「公営住宅法」などによって建設省が不良住宅の改善に「熱心」に取り組み始めていた。京都では、京都大学の西山夘三研究室が委託を受け、市内部落の実態調査を行い、1952年には戦後初の改良住宅が錦林地区に建設されている³¹。占領期における日本政府や厚生省の部落問題への取り組みの消極性が指摘されることはあるが、部落解放運動を徹底して弾圧したということはなかったのではないか。もちろん、それは、この時期の在日朝鮮人や日本共産党に対する弾圧に比してということではあるが。

以下第2章では京都というコンテクスト、第3章では占領と国政というコンテクストに「闘争」を置き直しなが ら、これまでの議論の論点を深めてみたい。

2.「闘争」を可能にさせた様々な要因 地方政治の場合

2 - 1 京都市長

「闘争」が展開した際に京都市長であったのは「全京都民主戦線統一会議」(「民統」)から立候補・当選していた高山義三(高山市政:1950年 1966年)である。彼は、既にこの時期には当選した際の支持母体から離れ保守化しつつあった。「闘争」時は高山市長の足下である市庁内から旧社会課グループによって運動側の主張を認める状況へと向けられていく格好となった。ここで高山市長は「差別者」として扱われているが、高山市政が全く部落問題に取り組もうとしていなかったというわけではない。師岡³²や山本³³らが触れているように、高山は「闘争」以前から既に「同和行政」の課題に取り組み始めていたことには注意したい(表参照)。その連続性の中に「闘争」があったのである。

ただ、その性格を見ると分かるように、1950年に施行した「国際文化観光都市法」に基づいたスラム・クリアランスの発想をもつ不良地区の一掃というスタンスを取っている点は指摘しておかなくてはならない。その「クリアランス」こそ、在日朝鮮人が崇人地区などから排除され、東九条松ノ木町40番地(「0番地」)が形成されていく行政的要因でもあった³⁴。その意味で、「闘争」はゼロからの出発ではないが、万全な条件が整っていたところからの出発でもなく、また、現在まで十分に再検討されていない問題点をも含むものであった。

さらに触れなくてはならないのは、高山市政の一代前の神戸正雄市長時代(1947年 1950年、京都市初の公選市長)の1948年10月に設置された「京都市同和問題協議会」の存在であり、そこから市長に諮問された『「差別観念払拭について当面市が採るべき具体的方策如何」に対する答申』(1949年7月、以下『答申』)である。これは石田良三郎の作成と言われているが、「京都市同和問題協議会」には旧社会課グループの関わりもあり、また部落解放委員会京都府連合会の関わりもあった35。

木村京太郎に代わり同協議会委員となった三木一平(当時、部落解放委員会京都府連書記長)もこの『答申』を「今見ても社会性があるんじゃないか」と評価を与えている³⁶。「今日の差別観念の多くが所謂地区並びに所在一部市民の不良なる実態並びに差別事象に対する誤れる処理により、かえって再生産されたものもあるという事実は深く反省されねばらならない」という指摘は、「闘争」の論理と矛盾するどころか合致する点でもある。

この点からしても、「闘争」はゼロからのスタートではなかったと言える。ただ、鈴木棋が後悔しているようにこの『答申』がなぜ具現化しなかったのかという問いが残る³。行政側としては「行政の同和問題に対する認識の不十分さ、財政的措置の不十分さおよび事業執行体制の不備など」を問題点として挙げている。一方、鈴木はこの『答申』が具現化していれば、行政闘争が行き着いた否定的な側面は免れ得たのではないかとしている。

確かに、「全市民的立場に立って」具体的解決策が樹立されなければならないことが指摘されていることや、過去における差別事象の処理方法についても「単にその現象を捉えた糾弾的なものであったり、或いは事なかれ的若しくは形式的処理であったため、一部の利己的野心家に利用されることが多く真に問題の本質を突き得ず、割り切れぬままに問題を後に残すが如き弊を生じ、かえって潜行的となり、一般大衆との間に益々溝を深める結果となっていたのではあるまいか。今後は尠くとも当事者双方が冷静にその事態に対処し、正しい良識と責任ある社会的自覚

に基いて処理するものでなければならない」という指摘がされていることは、その後に生じた「同和行政」の問題 点にも当てはまるものとして評価することができるだろう。

しかし、行政から先駆的に課題が提起されることの意義が大きかったにしても、そこで議論の対象となっている 部落の人びとの主体的な動きがない限りでは、その行政施策は権力的になり得るし、いびつな性格を持ってしまう だろう。もちろん、神戸市長が任期途中に退任したことも『答申』が具現化しなかった要因として挙げることはで きる。

2 - 2 京都市会

京都市会で「闘争」を支援したのは梅林信一らの「民統」議員(当時、5議席)と言われた左派の市議たちだった。もちろん、議会では少数派であり、日本社会党・日本共産党も、それぞれ12議席・2議席(全57議席中)という状況だった。このような議会構成である京都市会において全会一致で「同和行政」関連予算が承認され、国に対する「同和行政」予算の充実を求める要請も市会で可決されたことは、保守の側にとってもこの「闘争」が提起した部落問題解決のための施策は反対の理由がないし、ある程度の妥当性があったことを窺わせる。

自民党市議でもあった熊田喜三郎(「闘争」時は議員ではなく1955年の選挙で再選)は、部落解放委員会京都府連合会が糾弾闘争を進めようとしている一方で、それよりも素早い行動を起こしている。1951年11月15日には市長・民生局長に申入れを行い、同年11月21日には地元の代表者として他の団体代表者とともに市長と会見している。1952年に入っても、京都市当局と地元との協議会は継続的に開催されており、市当局が崇仁自治会など地元団体を重視していたことが分かる。当初は、「オールロマンス事件」という表現とともに「崇仁学区差別小説問題」という表現が行政によって使われていたことからもそのことが窺える。。

熊田は、所属党派に拘泥せず、京都市会に設置された「環境改善委員会」(1952年1月)でも「正論」を主張する人物であり、行政側の信頼もある程度あったようである³⁹。これらのことから、「闘争」が提起したことに反発するどころか、ときに積極的に差別行政を批判しその後の行政施策を可能にする動きが市会や保守勢力にも存在したことを確認することができる。

2 - 3 京都市行政

「闘争」の歴史を再検証する中で視点の違いはあれ最も多く触れられるのが旧社会課グループと活動家たちとの関係である。既に触れたように、それは戦前と戦後の京都市における社会事業を貫いているものでもある。

師岡は、「闘争」の成立に市職員が深く関わっていたことについて、特措法を成立させる運動形態の出発点であったこの「闘争」が、一方で部落解放運動が担うべき課題をも行政に預けてしまったこと、そしてそれは戦前・戦後と市職員として同和行政の中枢にいた朝田がその責任を棚上げにしたことで、行政闘争の含む問題点を看過したことなどを指摘している⁴⁰。一方、杉之原は、「同和行政」の「利権」化や「腐敗」は、運動体の主張の前に「屈服」してしまう「行政の主体性」の放棄が原因とし、「闘争」をその端緒として位置付けている⁴¹。

しかし、これらは同和行政がある程度展開した後になされた評価であり、遡及的な側面を持っている。1952年4月に民生局入りして以降、同和係長(1960年~1965年)・福利課長(1967年)を務めた豊田慶治による『証言・京都市の同和行政』には、行政と運動との関係がリアルに描かれている。そこからは、旧社会課の流れを汲む民生局の同和行政に対する気概と適切な社会性を持った部落解放運動の活動家とのぶつかりあいがある中で、「闘争」以降の同和行政が進んでいったことが分かる。

豊田は、行政と運動との関係を「癒着」として見る見方は、後からの視点であり、「闘争」が「作り話」であるという議論は適切ではないとする。また、当時は旧社会課の流れが未だ強く残っており、中川忠次による「内部告発」という性格を持つ「純粋」な「闘争」だったとも評価する42。

どちらにしても、「闘争」以降の同和行政と部落解放運動との関係やその施策が妥当であると言うための条件などが十分に検証されないまま、「行政の主体性」や「利権」「腐敗」などが言われている状況では、ひとつひとつ歴史的に再検証することが先決である。

2 - 4 京都市職労43

旧社会課グループのメンバーは1946年1月に結成された京都市職労の中心メンバーでもあった。初代委員長は松嶋吉之助、書記長は宗川磯雄、中川忠次、鈴木棋、大橋俊有も執行委員として加わっている。しかし、創立者たちはその後すぐ組合を離れていき、管理職になっていく。市職労は二・一スト中止以降、徐々に戦闘的になり、占領軍から度々干渉されていくようになる。かつての組合創立者たちとは団体交渉の場で理事者側として相対するようになっていた。

1948年3月には、全国の闘争に合わせて京都でも京都市職員労働組合連合(市労連)が初の統一ストライキを実施し、CIC(米軍情報部)による干渉を受けている。政令201号がさらに公務員労働者の動きを縛るようになる。そして、1949年8月、市職労に対してレッドパージが行われる。それにより208人に及ぶ解雇通告が行われ、市労連や区職の闘いもまとまらず有効な反撃はできなかった。1950年1月には「民統」が結成されるが、助役の田畑磐門が立候補したため「民統」候補である高山を市職労が推薦するのは選挙直前となっている。

その後も、夏期闘争・越年闘争、公安条例反対、天皇来庁反対(1951年11月) そして、京交スト(1951年12月)が行われていく。これに対し、高山市長は弾圧や取締りをもって対処し、労使は厳しい対立関係にあった。このように支持勢力の一つである市職労と敵対するまでになった高山市政を内外から民主化するという中川忠次の「熱情」が、「闘争」への深いコミットとに繋がったのではないか、というのは師岡の推測である。。

一方、旧社会課グループのなかで他のメンバーに比べ長く組合に残っていた鈴木棋は、中川の「立身出世主義」を指摘している。1954年の市長選挙で中川が対立候補であった田畑の選対資料を作る一方、高山陣営にも資料を提供していたという事実を挙げ、それ以降、民生局次長、民生局長と昇進した中川が、病弱だったこともあり早く高い地位に就こうとしていたというのである。

どちらにしても、「民統」を構成していた京都府連と京都市職労は「連帯」関係にあったとは言え、市職労とは労使の関係で敵対することもある理事者側にかつての旧社会課グループの多くは移っており、「闘争」の「成功」には、その旧社会課グループとの関係が決定的な役割を果たしていた。その意味で、京都府連と京都市職労が置かれた位置には温度差があった。そのことも「闘争」が成立し得たことの一要素であったと言える。

2 - 5 京都市警

警察制度は当時、国警と市警とに分れた分権的なものであった。そのため、京都では市警と国警府本部との間に 指揮命令系統や手続きなどの面で問題が生じ、また、運営経費を自治体が負担するため財政的な問題もあった。結 局、1954年の警察法改正で統一されることになる⁴⁶。

当時、警察が取締りの対象としたのは再三触れてきているように在日朝鮮人運動や日本共産党などが主であった。例えば、『京都府警察史第三巻』(京都府警察本部、1980年)でも「第三国人に対する対策」や「日本共産党の活動とその抑制政策」という項は見えるが、1951年前後の時期に部落解放運動を厳しく取り締まったという記述は見出せない

また、1945年から2000年までの『京都新聞』における京都の在日朝鮮・韓国人の記事からそのイメージがどう変容していったのかについて論じた江口信清の論稿からは、1950年代の在日朝鮮人がいかに警察による厳しい弾圧・取締りを受けていたかが分かる⁴。

3.大きな文脈 占領軍と国政

3 - 1 占領軍の影響力

部落問題と占領の問題に関しては渡辺俊雄らを中心とする一連の研究・作業がある⁴⁹。占領軍が「同和行政」を禁止したという理解がこれまで一般的であったが、各関係者の聞き取りの中で、無関心であったのは事実としても積極的に禁止した様子はないということが明らかにされつつある。1949年の軍政部の民事部への改組、1950年の占領軍民事部への編入という過程を経て、各地方における(この場合正しくは)アメリカ軍といわゆる占領軍(GHQ/SCAP)との指揮系統は統一化されるが、それまではバラバラであった⁴⁹。

部落問題に関心のあった占領軍・アメリカ軍関係者は存在したが、具体的な政策として結実することころまではいかなかった。京都や大阪に駐在する軍政部には大学出の専門家が少なからずいたようで一定の動きを取ることは可能だったようだが、基本的に軍政部は兵隊の集まりであるので、自発的な政策をつくるのでもなくただ監視するだけであった™。

その意味で、当時、日本政治を大きく規定した占領軍・アメリカ軍は部落問題を重視するという意味でも、或いは、弾圧の対象にするという意味でも、部落解放運動をそこまで位置付けていなかったと言えるのではないだろうか。パッシンほか、聞き取りの中でも民主化の課題(具体的には憲法の平等条項)のなかで部落問題は解決していけるという観測が当時の占領軍にはあったようである。

京都市においてもそれは同様であり、管見の限りが、地方軍政部や占領軍が京都府連などの動きを特別警戒していた様子はない。既に触れた京都市職労においては208人に及ぶレッドパージが為されるが(1949年8月) かつて治安維持法によって弾圧された旧社会課グループは無傷であった。この時期は京交ストの時期でもあり市職労が二・一スト以来一貫して占領軍から干渉されてきたことからしてもで、部落解放運動はそこまで弾圧の対象ではなかったのではないかと思われる。それは、日本共産党や在日朝鮮人の運動がこの時期徹底して弾圧されたこととは好対照にある。

3 - 2 日本政府

国政レベルではどうだったか。当時は吉田首相を中心とする保守政権であり、警察予備隊令(1950年8月)出入 国管理令(1951年10月)日米安保条約(署名1951年9月、発効1952年4月)外国人登録法(1952年4月)破壊活動防止法(1952年7月)防衛庁・自衛隊発足(1954年7月)警察法改正(1954年8月)などの治安関係の法律を成立させ、レッドパージを伴って治安強化を図っていく。そのとき、部落解放運動は松本治一郎の釈放を勝ち取り(1951年10月)差別行政反対闘争に邁進していく。共産党員も深く関わったはずの当時の部落解放運動に対して、日本政府による露骨な弾圧は見られない。

他方で、部落問題を積極的に解決しようという姿勢も存在しない。そのように運動側は位置付けていた。ただ、これは検討の余地があるだろう。既に少し触れたように、厚生省に比較して建設省は改良住宅の調査・改善に向けて取り組み始め、京都市においてはまず部落から先行的に取り組みが始まる。建設省に良心的な官僚が存在したということが指摘されている以上に⁵³、このことが意味する点について資料は見当たらないが、一定の動きがあったことは確かである。

戦後政治支配の論理との関係から同対審に象徴される運動の方向性について再検討を行っているものに佐々木隆爾の研究がある⁵⁴。佐々木の議論は、自民党が同和対策に積極的になっていったことと、日本政治を規定したアメリカの東アジア政策の転換が、部落解放同盟を中心とする運動が体制内化していき、「部落第一主義」や「反共主義」を強めていったことの原因であり、その末路が同和対策審議会設置であるとするものである。

それは、勤評闘争や安保闘争の盛り上がりに危機感を感じ、これまでの警察的な弾圧政策ではなく、福祉政策を も織り交ぜた開発主義政策の地方の主体として部落解放運動を位置付けることで、包摂していこうとする支配者側 の意図を明らかにしようとするものと言える。

佐々木の議論には「反共主義」批判55や「国民融合論」の議論を無前提で展開しているなどの問題はあるが55、支配原理として1950年代後半以降佐々木が提起しているような傾向が本格化するとしたならば、それ以前のレベルで国家の側はそこまで明確な対策を持っていなかったということになる。もちろん、個々の事件で弾圧や嫌がらせなどはあるにしても、である。

小括

以上、『オール・ロマンス』糾弾闘争を部落解放運動史の枠組みのなかで議論するのではなく、他の社会運動や政治的文脈との関係から再検討し、それを通じて、この「闘争」が成立し得た諸要因について考察を行った。そこから確認できることは、「闘争」が展開していた時期、部落解放運動についてはそれをさまたげる大きな力が働いていなかったこと、同時にそれを後押しするような力もあったことである。主張の妥当性と運動の力だけではなく、こ

れらの要因が絡みながら「闘争」は成立したと言える。ただこのことは、強い圧力がかかった他の運動とのつながりが弱くなることにもつながった。

このことをどう評価するかも含め、部落解放運動に関する研究は、その研究の枠を拡げ他の運動との関係からも 再検証されるべきであり、「闘争」もこの点から読み直されていくべきである。今回は十分に論じることができなか った運動体間の具体的な諸関係は次の課題として別途取り組みたいと考えている。

(付記)

本稿を執筆するに当たって、京都部落問題研究資料センター、部落問題研究所に大変お世話になった。また、数多くの方々から貴重なご意見を頂いた。この場を借りて心からお礼申し上げる。

表)関連年表(1945~1952年)

	部落解放運動(主に京都)	京都における情勢	国内外政治状況
1945			08/15 敗戦
			09/10 在日本朝鮮人連盟中央準備
			委員会結成
			10/04 「人権指令」
			12 日本共産党第4回大会
1946	01 「七条署事件」	01 京都市職員組合結成	08 日本共産党第4回拡大中央委
	02/20 部落解放全委員会結成(京都)	01 京都民主戦線結成	員会 (「8月方針」)
	03 朝田、京都市役所を退職	02 篠原栄太郎市長、辞任	10 在日本朝鮮居留民団(民団)
	05 朝田、京都製靴KKを設立	03 和辻春樹市長、就任	結成
	12/17 解放委、部落解放緊急全国大会開催	10 救国民主連盟結成	11/03 日本国憲法公布
	(東京)		
1947	04 朝田、府議選に立候補(落選)	04 地方自治法制定	01/31 GHQ、二・一スト中止命令
		05 神戸正雄、京都市長に当選	05/02 「外国人登録令」
			05/03 日本国憲法施行
1948	01/21 松本治一郎、天皇拝謁を拒否	03 京都自由人権協会設立	01/24 民族教育に対する弾圧開始
	04 京都製靴KK首切り問題		(第一次閉鎖令)
	05/09 解放委、第3回全国大会開催(奈良)		04/23 民族教育弾圧反対闘争(大
	08 「同和問題協議会設置」(市)		阪)
	10 部落問題研究所設立		04/24 民族教育弾圧反対闘争(神
			戸)
			08/15 大韓民国政府成立
			09/08 朝鮮民主主義人民共和国政
			府成立
1949	01 朝田、日本共産党離党	01 衆議院議員選挙	04/04 団体等規制令公布
	01 松本治一郎、公職追放	(京都、社会2議席、共産2議席)	09 「朝連」「民青」解散
	04/30 解放委、第4回全国大会開催(東京)	06 京都市公安条例制定	10 朝鮮人学校閉鎖が全国的に始
	06/03 東三条地区で軍政部懇談会	08 京都市職労、レッドパージを	まる
	07 同和問題協議会『答申』	受ける	10/01 中華人民共和国成立
			10/19 民族学校弾圧、第二次閉鎖
			令公布
			11 「外国人登録令」改正
1950	04 京都師範卒新任教師、「同和地区」小学	01/26 「民統」結成	01/06コミンフォルム機関紙「日本
	校赴任拒否問題	02 高山義三、京都市長に当選	の情勢について」掲載
	04/08 解放委、第5回全国大会	04 蜷川虎三、京都府知事に当選	(共産党内分裂「50年問題」)
	05/08 - 09 高山市長、市内 8 部落を巡視	10 京都国際文化観光都市法成立	06 在日朝鮮統一民主戦線(民戦)

	05/20 高山市長、部落解放促進大会(京都	11 京都市公安条例改正	結成中央準備委員会発足
	府連主催)に参加		 06 日本共産党中央委員公職追放
	10 「京都市不良住宅地区改良事業計画大綱		06/25 朝鮮戦争勃発
	(案)」		 07/08 マッカーサー、警察予備隊
	11 市、不良住宅実態調査(西山研究室に委		創設指令
	嘱)		07/11 総評結成
	11/24「京都市不良住宅地区対策委員会」設		
	置		
1951	03/04 解放委、第6回全国大会(京都)	05 京都総評結成	01 「民戦」結成
	10 『オール・ロマンス』糾弾闘争開始	11 天皇京大来学反対闘争	02 日本共産党、四全協
	10/10 解放委、第7回全国大会(岡山)	12 市電スト	(武装闘争路線の決定)
	12/13 京都府連、市会請願		09/08 サ条約調印、日米安保条約
	12/24 梅林議員による市会での質問		署名
			10/04 「出入国管理令」公布
			10 日本共産党、五全協
			(軍事路線の強化・実質化)
1952	01 「京都市における今後の同和施策運営計	01 高山、無所属宣言	04/28 サ条約発効、日米安保条約
	画(案)」(民生局)	10 衆議院議員選挙	発効、「外国人登録法」公布(指紋
	01/23 「環境改善事業促進に関する委員会」	(京都、右社1・左社2)	押捺条項追加)
	市議会内に設置		05 血のメーデー事件
	02「今後における同和施策運営要綱」		06 吹田・枚方事件
	(51年度「同和」予算784万から52年度は		07 大須事件
	4,388万円に引上げ)		07 破壊活動防止法、公安調査庁
	03/02 解放委、全国水平社創立30周年記念		設置
	大会開催		
	10 錦林地区改良住宅工事開始		

注

- 1 秦重雄 (「杉山清一『特殊部落』を再吟味する」『部落』第49巻第12号、部落問題研究所、1997年)や渡辺巳三郎 (「終戦前後における 部落問題短編小説 」『日本文学論叢』第21号、法政大学大学院日本文学専攻研究誌、1992年)は、この小説は必ずしも差別小説ではな く、当時の部落の実態を捉えた評価できる小説としている。本稿ではこの点については詳しくは触れない。
- 2 師岡佑行『戦後部落解放論争史 第一巻』(柘植書房、1980年)、327頁。
- 3 「特殊部落」が朝鮮人の部落を対象にした内容であったことに久しく触れられて来ず、「闘争」の意義を強調し続ける言説が積み上げられてきたことを、キムチョンミは厳しく批判している(『水平運動史研究 民族差別批判 』現代企画室、1994年、543 584頁)。キムの議論に関しては後に触れる。
- 4 例えば、村松越男「『同和』対策事業特別措置法延長に関するノート」『同和行政研究』(明石書店、1983年)。
- 5 秋定嘉和は、水平運動史研究に関わって「今日では、研究上での評価と運動上のつながりは、一定のズレがあり、ときには対立もあるということが認められてきつつある」と述べている(「水平社に関する研究史と本書の概要」『近代日本と水平社』部落解放・人権研究所、2002年、6頁)。現在の運動との関係においても、藤田敬一は「随伴知識人」から脱し「被差別関係の止揚」を提起しているし(「部落解放運動の現在 差別-被差別関係の止揚を求めて」『現代思想』第27巻第2号、青土社、1999年)、灘本昌久は運動の公式見解をはみ出して自由に意見を表明していくべきことを提起している(「部落解放運動と研究はどのような関係にあるべきか」『Memento』2号、京都部落問題研究資料センター通信、2000年)。藤田と灘本との立場に相違がないわけではないが、運動と研究との関係性という点で共通する部分もある。このような傾向が一定の意義を持つのだとしても、問われるべきことが問われていないようにも思う。この点については小括で触れる。
- 6 この点の理解を助けるため、簡易年表を本論末尾に掲載した。特に、京都の政治情勢、部落解放運動、在日朝鮮人運動、日本共産党な どの関係性に着目して作成した。

- 7 平野一郎『オール・ロマンス事件 差別行政の糾弾闘争』(部落解放研究所、1988年)。平野は、「きびしい占領軍の弾圧に抗しながら、松本治一郎の追放陰謀との苦しい闘いが続いていました。いち早く一九四六年二月、部落解放全国委員会に結集した人たちも、生活の苦しさと、松本追放の取り消し運動に、力を大きくそがれてしまっていました」(同10頁)とし、こうした「きびしい情勢の中」で「闘争」が始まったと指摘している。部落解放運動への占領軍の弾圧がどこまで厳しかったのかどうかは疑問であり、闘争が成立し得た諸条件を検討するようなかたちでの文脈設定をしているわけではないようである。
- 8 師岡前掲書、327 330頁。師岡はこの闘争において中川忠次(企画審議室副主幹)が果たした二つの側面に着目している。一つは行政内部にこの闘争が提起する課題の受け皿が存在したことであり、この点については後に再度触れる。二つ目は中川がこの闘争に深くコミットしたその「熱情」である。師岡は、当初「民統」候補として当選した高山市長が保守化し、1951年には天皇を市役所に歓迎し、労働組合のストライキを弾圧するまでになっていたことに対し、旧社会課の職員を中心に取り組まれ始めていた「同和行政」を停滞させずさらに推し進めるために高山の確約を取る必要があり、その絶好の機会としてこの「闘争」を捉えていたのではないか、と「熱情」の原因を推測している。
- 9 戦後の社会運動空間を東アジアと冷戦を軸に捉え直した作業として道場親信『占領と平和 戦後 という経験』(青土社、2005年)がある。同じく、東アジア史の視点から部落解放運動を捉え直す作業は既に参照したキムチョンミ『水平運動史研究 民族差別批判 』(現代企画室、1994年)が行っている。
- 10 1980年代以降に本格化した作業には、「部落民」や「部落史」についてこれまでの運動と研究との関係に拘泥することのない研究があり(例えば秋定嘉和前掲論文を参照) 戦後の部落解放運動史についても同様の傾向がある(その幾つかは第1章で触れる)。しかし、現在の部落解放運動史に関する議論はその個別史の枠内で議論されることが多く、また、問題点や課題の指摘が運動の「解消」か、政治的対抗性を失うことに無自覚なかたちでの「人権」や「まちづくり」の強調に収斂していっている感がある。ここに運動史が個別史に閉じた場合のマイナス面が現れているように見える。これまでの運動に対する批判的で自己言及的な議論は、すべての問題点を部落解放運動に担わせるし、その克服もすべて部落解放運動が担わなければならないというかたちになる。これまでの研究と運動との関係性を超え出ていくというエネルギーや、良心的な運動当事者の自己批判的なエネルギーがその方向に向かわせている訳だが、そこには抜け落ちている点があると思われる。現在においては部落差別や民族差別を維持・強化しその構造を支える/支えてしまう位置から、それらを変革していくための議論をあらためて提起することが必要である。これは「連帯」という言葉で語られてきた運動史を再度問い直すということでもあり、社会運動史が直面する問いの地平から部落解放運動史を再考していくことにもつながり得るものと考える。
- 11 ここでは、道場親信による次の議論を念頭に置いている。「通常この社会党統一と保守合同とを指して『55年体制』といわれるが、共産主義運動、朝鮮人民族運動、労働運動においても大きな転換が生じていた。これを、通常の政治史における『55年体制』よりも広い文脈から『社会運動史における55年体制』と呼んでおきたい。」(前掲書、『占領と平和 戦後 という経験』315頁)。
- 12 京都市民生局『オールロマンス事件関係資料』(京都部落史研究所、1978年)。
- 13 同対審やそれに基づく特措法などが現実化し、改めて差別行政反対闘争の「原型」として意味を与えられることでこのような「闘争」 に対する見方が形成されていったと考えるのが自然であるだろう。
- 14 この点を指摘するものとして、研究としては師岡前掲書、平野前掲書、『京都の部落史2近現代』(京都部落史研究所、1991年、執筆は師岡)、前川修「戦時下における京都市の改善事業と朝田善之助」『近代日本と水平社』(部落解放・人権研究所、2002年)、同前川「『オール・ロマンス事件』と『オール・ロマンス行政闘争』の史実を求めて」『部落解放史ふくおか』第80号(福岡部落史研究会、1995年)などがある。関係者としての証言としては鈴木棋の発言が掲載されている「オール・ロマンス差別事件と今後の解放運動」『朝田善之助全記録11』(朝田教育財団、1991年)、同鈴木「『オール・ロマンス闘争』の思い出」『部落』第49巻・第12号(部落問題研究所、1997年)、同鈴木「忘れ得ぬ人たち(一)漆葉見龍」『部落』第51巻・第6号(部落問題研究所、1999年)、同鈴木「忘れ得ぬ人たち(二)石田良三郎」『部落』第51巻・第7号(部落問題研究所、1999年)、同鈴木「忘れ得ぬ人たち(三)中川忠次」『部落』第51巻・第8号(部落問題研究所、1999年)や奥野康夫「市職労の前史をかたちづくった人びと」『京都市職労50年の道 草創、そして激動のころ』(ねっとわーく京都刊行委員会、1996年)などがある。
- 15 戦前の京都市社会課を中心とした社会事業については幾つか研究がある。例えば、秋定嘉和「一九三〇年前後の都市部落の状態と同和事業について」『部落解放研究』創刊号(部落解放研究所、1972年)、中村福治「大正・昭和期(戦前)における京都の部落」『京都の部落間題2 近代京都の部落』(部落問題研究所、1986年)、伊藤悦子「市立託児所の設置とその役割 京都市の地方改善事業の開始」『京都部落史研究所紀要』(京都部落史研究所、1986年)、伊藤悦子「市立託児所の設置とその役割 京都市の地方改善事業の開始」『京都部落史研究所紀要』(京都部落史研究所、1986年)、師岡佑行「幻の住宅建設計画 戦時下京都市融和事業の挫折」『京都部落史研究所紀要』No.8(京都部落史研究所、1988年)、横井敏郎「明治・大正期における都市の拡大と部落行政の転換 京都市を事例として」『部落問題研究』108号(部落問題研究所、1990年)、浜岡正好「大都市零細自営業と下層労働者の科学的把握へ 京都市社会課調査から」『日本社会調査の水脈』(法律文化社、1990年)、白木正俊「日本近代都市行政における社会調査の一特質について 京都市社会課の児童調査の比較を中心に」『立命館史学』12号(立命館史学会、1991年)、小林丈広『近代日本と公衆衛生』(有斐閣、2001年)などがある。当事者としてのものは、石田良三郎による『京都の社会事業 第二次世界大戦前』(自費出版、1969年)や「思い出」(『現代人』1973年10月号から1974年12月号までの連載)がある。戦前の社会事業に関連しては別の機会に論じたい。

- 16 漆葉見龍は、京都帝国大学文学部哲学科選科(社会学専攻)を卒業しており米田庄太郎の下で学んでいるが、漆葉以外にも社会課には 米田門下の卒業生が存在したことも、社会課の事業が取り組まれる上での一つの要素であった(杉本弘幸「日本近代都市社会事業行政の 成立 京都市社会課を中心として 」『待兼山論叢』第37号、大阪大学大学院文学研究科、2003年)。米田と部落問題については中久郎 『米田庄太郎』(東信堂、2002年)などを参照。
- 17 渡部徹編『京都地方労働運動史(増補版)』(三月書房、1959年) 1543 1546頁(この部分は吉田樹美子の執筆)。京都市役所内に共産主義グループが形成されているという認識の下、京都府警察部によりその中心的存在である石田良三郎(当時、京都市役所主事)が1942 年3月20日に検挙され(治安維持法違反、懲役二年執行猶予三年) その後、漆葉見龍(厚生部長) 岸本英太郎(東亜研究所員) 井家上専(吏員)などが検挙された事件のことを指す。
- 18 この点については前川前掲論文「戦時下における京都市の改善事業と朝田善之助」が詳述している。また、朝田の回想『新版 差別と 闘い続けて』(朝日新聞社、1979年)136、150 151頁などでも触れられている。朝田の在職期間は1938年 1946年まで。
- 19 杉之原寿一『部落問題の理論研究』(部落問題著作集第1巻、兵庫部落問題研究所、1984年)及び同杉之原『同和対策事業史の研究』 (部落問題著作集第15巻、兵庫部落問題研究所、1997年)、寺園敦史「マスコミ報道が絶対触れない、ザ・部落解放同盟・裏面史!」『同和利権の真相』(宝島社、2003年)など。また、既に触れた秦は「闘争」を「差別デッチ上げの起源、言葉狩りの始祖の側面を孕む『糾弾要項』と断じたい」(前掲論文、13頁)とし、渡辺は「一介の素人の書いた小説『特殊部落』は、部落問題を根底から揺り動かす導火線としての役割を果たしてしまったのである」(前掲論文、66頁)とし、「闘争」を否定的に見る。
- 20 「『オールロマンス事件』の深層を語る。」『ねっとわーく京都』3月号(かもがわ出版、1997年)、26頁。
- 21 「不利益 = 差別の再検討」(こべる編集部『部落の過去・現在・そして・・・』阿吽社、1991年)。 灘本は、「闘争」やその後の水害復旧闘争で確立し1957年の第12回大会で位置付けられた「日常部落に生起する問題で、部落民にとって、部落にとって不利益な問題は一切差別である」という「不利益 = 差別」という定式が、他の差別よりも部落差別が重視されるべきだ、という考え方を正当化する根拠となってきたことを、『オール・ロマンス』糾弾闘争の過程で在日朝鮮人の存在を伏せた事実と重ね、その運動論が持つ問題点を指摘している。しかし、灘本は当時においては「部落の独自性を突き出すことで道を切り開くしかなかっただろう」としている。灘本が小説「特殊部落」の実際の内容に触れつつも、朝鮮人との「共闘」は「あの時点では極めて難しかったと想像される」と「七条署事件」を事例に述べている点を、キムは部落解放運動の民族差別を批判しきれていない不十分な姿勢として批判している。
- 22 師岡前掲書、『部落解放論争史 第一巻』293 295頁。
- 23 藤野豊『水平運動史の社会思想史的研究』(雄山閣出版、1989) 311頁。
- 24 東上「『オール・ロマンス事件』をめぐって」『部落』第49巻・第12号(部落問題研究所、1997年)。東上の「自己批判」は必要なことではあるが、生産的とは思えない。キムの灘本批判とも通ずるところでもあるが、当時においても現代においても、差別されたものたちの間での「共闘」や「連帯」がどのように可能で/可能でなかったのか、そして可能であり得るのかを、民衆の生活と労働の場から見ていく作業が大事なのであって、それ抜きに「自己批判」しても、次が出てこない。具体的には、「闘争」との関係で当時の京都レベルの「民戦」(「在日朝鮮統一民主戦線」)や共産党の動きに関して見ていく必要があるがその点について論じられたものは存在しない。「闘争」時に京都府連から朝鮮人組織に口頭で共闘を申し入れたという土方鐵の証言があり(「わが足跡」『差別とたたかう文化』No.21、「差別とたたかう文化」刊行会編、2001年)、1952年に起った「西川県議差別糾弾闘争」の記録『解放への怒濤』では「闘争はすでに横にのび、社会党左派、共産党及び朝鮮民戦なども共闘に参加した」(『朝田善之助全記録6』所収、朝田教育財団、1989年、103頁)という記述も見られるが、聞き取り調査を含めてこの点に関しては検討が必要である。
- 25 師岡前掲論文「幻の住宅建設計画 戦時下京都市融和事業の挫折 」28頁。この議論にはキムからの批判がある(前掲書、514頁)。
- 26 藤野前掲書。
- 27 前掲書『京都の部落史 2 近現代』425 427頁。
- 28 「三、同和行政の再出発」『京都の部落問題 5 現代京都の部落問題』(部落問題研究所、1987年) 82頁。
- 29 京都市市政史編さん委員会編『京都市政史第4巻 資料市政の形成』(京都市、2003年)717 721頁(この部分の執筆は伊藤之雄)。師 岡が占領軍の先見性を指摘しているのに対して(前掲書『京都の部落史2近現代』427頁)、ここでは「同和問題についての理解も浅いものとなった」として軍政部を描いている。『京都市政史第4巻』では「CAS(民事局)文書・軍政活動月報」を使い当時の軍政部と京都市とのやり取りを紹介している(696 706頁)。しかし、部落問題に対して軍政部がどのように認識を持っていたのかを示すものはこれ以上に挙げられてはいない。
- 30 在日朝鮮人運動史に関しては簡単ではあるが年表で触れた。
- 31 西山夘三は改良事業の限界として、「第一の問題は、同和地区を地域的に固定し、そこへの現住者の居住を固定化したこと」、「第二の問題は、景観問題」であることを指摘している(「同和地区のまちづくりの課題 崇仁地区問題によせて」『部落』第42巻・第13号、部落問題研究所、1990年)
- 32 前掲書『京都の部落史2近現代』427 432頁。
- 33 前掲論文「三、同和行政の再出発」『京都の部落問題5現代京都の部落問題』(部落問題研究所、1987年) 71 100頁。

- 34 宇野豊「『堤防』と呼ばれた街から 東九条松ノ木町40番地」『月刊ちいきとうそう』No.261(ロシナンテ社、1992年)。 灘本は、社会 的資源を振り向ける際に部落に投入したほうが生活向上だけでなく差別も減少させることから、「差別=不利益」という定式は、行政側 のプラグマティックな理由と接合し得ることを指摘しているが、必ずしも実証的・説得的な議論にはなっているわけではない(灘本、前 掲論文「不利益= 差別の再検討」)。
- 35 同協議会の委員は19名。個々の名前はここでは割愛する。この『答申』を受けて市当局の「今後の同和問題施策推進の基本方針」 (1949年10月)や民生局福利課の「本市における同和問題解決施策の基本方針について(案)」(1951年5月)が発表されていく(杉之原前掲書、『同和対策事業史の研究』235 238頁)。
- 36 「戦後初期部落解放運動の展開 三木一平氏に聞く」『部落問題研究』80号、部落問題研究所、1984年、27頁。
- 37 鈴木前掲論文「忘れ得ぬ人たち(二)石田良三郎」70頁。鈴木はここで「この答申内容が次期の高山市長によって棚上げされていたところに、『オールロマンス事件』が発生したとみることもでき、それが『行政差別』糾弾に発展したことの反省に立ち、今更にこの『答申書』の原点的意義を特に担当者は銘記しなければならないと思う」と述べている。
- 38 前掲書、『オールロマンス事件関係資料』。
- 39 豊田慶治『証言・京都市の同和行政』(部落問題研究所、1996年) 19頁。
- 40 前掲書『京都の部落史 2 近現代』485 486頁。行政から十分な財源を得ることできる以前は、部落の大衆的な運動は自前で組織され、それが大きな盛り上がりをもっていた。そして、その背景には共産党員の活躍があった。しかし、共産党による大衆運動組織の従属化やすべての運動を反権力に流し込もうとする傾向が強まると、大衆運動内部で反発が起こってくる。ただ、この反発は同時に、部落解放運動が自主的に大衆運動を組織化し、適当なかたちで権力を問題化していくという姿勢までをも失わせることに結びついた、と井上清は指摘する(「オール・ロマンス差別事件と今後の部落解放運動」『朝田善之助全記録12』朝田教育財団、1992年、153頁)。
- 41 杉之原前掲書、『同和対策事業史の研究』260頁。
- 42 2006年1月7日、豊田氏の自宅にて行った聞き取りから。
- 43 この節の記述は『京都市職労20年史』(京都市職員労働組合20年史編さん委員会、1971年)を参照。
- 44 師岡前掲書、『部落解放論争史第一巻』328 330頁。
- 45 鈴木前掲論文「忘れ得ぬ人たち(三)中川忠次」。
- 46 京都市『京都の歴史9世界の京都』(1976年)、300 302頁(この部分の執筆は田中真人)。
- 47 江口信清2003「新聞記事を通じてみた京都の在日朝鮮・韓国人像の変容 1945~2000年の京都新聞の記事から 」『京都地域研究』 Vol.17、京都地域研究会。
- 48 『現代史のなかの部落問題』(解放出版社、1988年)『部落問題と日本占領期ニュース』No.1(1987.6)~No.33(1991.9)などがある。 部落問題と占領研究において主なテーマとなっているのは松本追放と憲法第14条成立などについての経緯、CHQの指令により日本政府が「同和行政」を廃止したという理解に関するものと言える。最後の点については、実証する資料は今のところ存在しないのではないか、というのが渡辺の指摘である(『現代史のなかの部落問題』9頁)。
- 49 GHQ/SCAPのCIE(民間情報教育局)のPO&SR(世論および社会調査部)にいたハーバート・パッシンは「第八軍(各都府県の軍政部を統括)と総司令部は違うんです。本当に連絡がない。ダメだったんです」(括弧は引用者)と回顧している。地方の軍政部の中で部落問題の処置が課題となってもそれが総司令部まで届くことはなかったようである(「占領行政下の部落問題」(聞き手:磯村英一)『部落解放』第211号、解放出版社、1984年、104 105頁)。
- 50 「占領期の部落問題について ハーバート・パッシンさんに聞く 」(聞き手:渡辺俊雄)『部落解放研究』第56号(部落解放研究所、1987年) 83頁。
- 51 既に触れた「CAS文書・軍政部活動月報」の「kyoto」や「kinki」で分類された資料を筆者が見たところ、特別、該当する記述は見あたらなかった。資料は、米国国立公文書館が所蔵する占領関連の文書を国立国会図書館が収集したもののなかから、立命館大学人文科学研究所が収集しデータベース化したものを利用した。
- 52 竹内實「戦前・戦後の市役所『市職』結成のころ」や石堂策郎「『2・1スト』、そして米軍情報部による逮捕」など(どちらも前掲書『京都市職労50年の道』に収録)。
- 53 鈴木棋「『オール・ロマンス闘争』の思い出」『部落』第49巻・第12号(部落問題研究所、1997年) 16頁。
- 54 『戦後政治支配と部落問題 「解同路線」はどう形成されたか 』(部落問題研究所、1995年)。
- 55 「反共主義」の内実が一体どのようなものであるのか、まずそれ自体に検討が必要である。「連帯」する側でもあった日本共産党の組織論が大衆運動との関係で妥当であったのか、そのことが問われている。この点について重要な問題提起をしていると思われるのは広原盛明である。広原は「反共意識」を次のように捉えている。「ひょっとすると、それは共産のこれまでの組織論・運動論に対する地域住民や市民中間層からの反発や批判のあらわれかも知れません。住民・市民を反共宣伝に影響されやすい(踊らされやすい)単なる受動的存在とみるのか、それとも従来の政党活動に対する地域現場からの正当な批判者とみるかで、その対応や改善の方向は180度違ってきます。私は京都における土着的な反共意識を前向きに克服する努力なしには、これからの共産の未来は開けないと考えます。」(「朝日を浴

山本 『オール・ロマンス』糾弾闘争の政治学

びてたたかった2週間~天気晴朗にしてさわやか、PART3~」http://www.hirohara.com/2004/tenki3/index7.htm、2004年)。これは、2004年2月に行われた京都市長選挙の候補者総括として出された文章ではあるが、「連帯」する側でもあった共産党の抱えていた問題点としてこの指摘を参考にすることは十分できる。

56 「国民融合論」を提起し、一般住民との連携を強調するようになる視点から、1950年代の部落解放運動を評価することは可能だろうか。 それが可能だと言うためには、部落解放運動を他の課題と結び付けて運動の枠を拡げていく議論に当時どのようなものがあり得たのか提 起が必要である。佐々木の議論にはそれがない。そして、「国民融合」と「国民」に同化・同和されることを望まないマイノリティらの 差別問題との「共闘」や「連帯」がどうなるのかも明確でない。特に、在日朝鮮人運動との関係についての議論はまったくない。

The Politics of the Fight against and the Denouncement of the Magazine "All-Romance" for a Discriminatory Story

A Rethinking about the History of the Buraku Liberation Movement after WW

YAMAMOTO Takanori

Abstract:

The fight to denounce the discriminative story in the magazine "All-Romance", which arose in Kyoto in 1951, was an epoch making event in the Buraku liberation movement after WW. The fight has been widely viewed as a model for struggles against the discriminative policies of local and national governments since then. Studies about the incident have trended to reconfirm this interpretation. But since 1980s, some work has been done to modify the generally held view. Nevertheless these studies are problematic in that the arguments are done inside the frame of a single history, the history of the Buraku liberation movement. I think that it is impossible to reveal the conditions from which the successful fight emerged, using this point of view. In this paper, I will examine the actual facts of the fight, and I will reinterpret the fight in relation to other social movements and in the context of national and international politics in order to reveal the processes that formed the social movements of the postwar era.

Key words: Buraku liberation movement, Dowa policy, Social movement, Occupation